

生徒心得

本校生徒は次に定める心得を守り、本校教育目標を達成するように努力すること。

学校生活に関する心得

基本生活

- (1) 基本的な生活習慣を確立し、身だしなみを整えること。
- (2) 常に礼儀正しく、生徒同士においても互いに敬愛の念をもって挨拶すること。
- (3) 言葉づかいは明瞭で粗野にならないようにすること。
- (4) 校内外において暴力行為、破壊行為等の迷惑行為及び飲酒、喫煙は禁止する。

服装・頭髪

- (1) 服装・頭髪については、常日頃から進学・就職試験に対応できるものとする。
- (2) 指定の制服を着用すること。着用にあたっては別に定める服装規定に従うこと。
- (3) 体操着や内履きは学校指定のものを着用すること。
- (4) 身だしなみを整え、清潔で他人に不快感を与えないようにすること。パーマ、脱色、染色、付け毛などは禁止する。
- (5) ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品の着用や化粧、マニキュアを禁止する。

校内生活

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退の場合は必ず学級担任に届け出ること。1週間以上の病欠の際は、医師の診断書を提出すること。なお、忌引きの日数は次のとおりとする。

父 母	7 日
祖父母・兄弟姉妹	3 日
伯叔父母・曾祖父母	1 日
- (2) 所持品にはすべて年次、氏名を明記し、大切に扱うこと。他人のものを無断で使用してはいけない。
- (3) 貴重品を持参した場合は各自で責任を持って管理すること。
- (4) 盗難に遭った場合や所持品を紛失、拾得した場合は必ず学級担任に届け出ること。
- (5) 学校生活において不必要と思われるものや他人の迷惑になるようなものは持ち込まないこと。
- (6) 携帯電話等の使用はルールに従いマナーを守ること。ルールを守れない場合は携帯電話等を預かるなどの指導を行う。

※定期考査においてルールを守れない場合、状況により不正行為と見なす場合がある。
- (7) 生徒間の金銭の貸し借り、物品の売買は厳禁とする。
- (8) 授業以外で学校の施設・設備を使用する際は必ず学校の許可を得ること。万一器具を破損または紛失した場合は直ちに届け出て指示を受けること。

校 外 生 活

- (1) 校外での服装は高校生であることを自覚し、華美にならないようにすること。
- (2) 外出の際は本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとること。
- (3) 外出の際は必ず身分証明書を携帯すること。
- (4) 未成年者立ち入り禁止場所等には絶対に入らないこと。
- (5) 他校または他団体に対外的な交渉をする場合は、予め学校に届け出ること。
- (6) 他校または他団体から加入を勧められたような場合は、学級担任に相談すること。
- (7) 外泊は原則禁止とする。また、夜間(22 時以降)の外出はしないこと。

アルバイトに関する規定

1 アルバイトについて

- (1) アルバイトは、1 年次夏季休業以降、届け出制とする。
- (2) 学校生活を最優先とするため、平日のアルバイトは原則禁止する。諸般の事情により、平日も希望する場合は担任・生徒指導部に申し出ること。
- (3) アルバイトをしてよいのは、休日、祝日、長期休業中（平日も可）とする。
- (4) 考査 1 週間前から考査終了までは、アルバイトをしてはならない。
- (5) 前期・後期の成績において欠点を 3 つ以上保有した場合は、担任・年次・生徒指導部で協議し、保護者と連携し、指導する。
- (6) 泊まり込みや午後 8 時以降の勤務は禁止する。
- (7) 法律・条例等で禁止されている業務や風紀上好ましくない場所、および柏崎地区生徒指導連絡協議会の申し合わせによる禁止業務・場所でのアルバイトは禁止。
参考：柏崎地区生徒指導連絡協議会で出入り禁止している場所および業務
パチンコ店、アルコールの提供を主とする飲食店、麻雀荘、ビリヤード場他、高校生が出入りを禁止されている場所、危険を伴う仕事（水泳監視員など）、夜間や泊まり込み、早朝の勤務。
- (8) 「アルバイト届」を必ず提出すること。
また、年度始や従事先が変わった場合は、その都度、届け出ること。

2 アルバイト届について

- (1) 生徒「アルバイト届」⇒担任・年次主任が確認⇒生徒指導部
- (2) 生徒指導部（確認）⇒学校長へ報告

3 無届けアルバイト者への指導

届け出なくアルバイトを行った生徒は、学校の指導に従うこと。

そ の 他

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行うこと。

交通安全に関する心得

交通規則をよく守って交通安全に努めるとともに、マナーを守り、公衆に迷惑を及ぼすような行動は慎むこと。

1 電車・バス通学生について

- (1) 電車、バスなどに乗車した際は、できるだけ中へ入り、入り口付近にいないこと。
- (2) 乗車券などの不正使用をしないこと。
- (3) 時間的に余裕を持って乗車すること。

2 徒歩通学生について

- (1) 定められた歩道を歩くこと。歩道のないところは正しい右側通行をすること。
- (2) 道路の横断は左右をよく確認し、信号に従うこと。
- (3) 横に並んで歩かないこと。

3 自転車通学生について

- (1) 自転車通学の際は、「自転車通学許可願」を提出し、許可を受けること。
- (2) 通学に使用する自転車は、施錠ができ、防犯登録を行い、学校のステッカーを貼ったものとする。
- (3) 降雨時に自転車通学する場合は、雨具を着用すること。
- (4) 変形ハンドルや二人乗りステップなどの改造を行わず、常に整備しておくこと。
- (5) 交通ルールを遵守すること。
日没後や夜間には必ずライトを点灯して乗車すること。
- (6) 指定された場所に駐輪すること。
- (7) 周りに迷惑になるような乗り方はしないこと。
- (8) 降雪時や路面凍結時には、自転車通学はしないこと。

※原付バイク・普通自動車の運転免許取得、運転の諸注意については別に定める規定に従うこと。

公共交通機関の遅れ等への対応について

台風・強風・降雪などにより登校時の公共交通機関の遅れ、運転見合わせや運休の際は、下記のとおり保護者および生徒は対応する。

1 公共交通機関（ＪＲ・バス）の遅延、運転見合わせの際には駅・バス停または一旦自宅に戻るなどして運行状況を把握し運転再開を待って、つぎの対応をとる。

- (1) 代替交通機関を含め、昼休みまでに学校に到着できそうな「発車時刻」まで情報収集に努める。
- (2) 代替交通機関が利用できる場合は登校するよう努める。
- (3) 運行が再開され、12時頃までに柏崎駅到着が可能であれば登校して授業に参加する。
- (4) 遅延や運転見合わせが回復せず、上記(2)(3)による登校ができないときは自宅にて学習する。
(この場合、学校に電話連絡する。)

2 登下校時の安全確保について登校できる状況になったとしても、下校時の運行が明らかに不確定な場合は無理に登校しなくてもよい。

3 日常的に心がけること

- (1) 突発的な事象（降雪・強風・地震・水害・事故など）により自宅での学習が必要になることもあるので、日頃から学習用具を持ち帰り自宅学習する習慣を身につける。
- (2) 天候や交通についての情報収集に努め、翌日の登下校の手段について考えるようにする。
- (3) 遅刻・欠席の場合は学校に電話連絡する。

制 服 規 定

1 制服として規定するもの

〈男 子〉

- ・ブレザー 濃紺無地、テーラーカラーで3つボタン（銀ボタン）、左胸にエンブレムあり。
- ・スラックス 濃紺無地にチェック柄。ベルトは着用すること。
- ・ワイシャツ （カッターシャツ）長袖・半袖。白。
- ・ネクタイ 濃紺に銀、金線のストライプあり。
- ・希望者のみ購入
サマースラックス 冬服と同柄夏生地
黒の革ベルト
半袖ポロシャツ（夏服略装）
ベスト（セーター） Vネックで単色の黒または紺とし、ブレザーの袖口、裾からはみ出ないものとする。

〈女 子〉

- ・ブレザー 濃紺無地、Yライン型で3つボタン（銀ボタン）、左胸にエンブレムあり。
- ・スカート 濃紺無地にチェック柄。長さは膝の中心以下とする。
- ・スラックス 濃紺無地にチェック柄。ベルトは着用すること。
※スカートかスラックスを選択できる。
- ・ブラウス 長袖・半袖。白。
- ・ワイシャツ （カッターシャツ）長袖・半袖。白。
※ブラウスカワイシャツを選択できる。
- ・リボン 濃紺にえんじ色、銀線のストライプあり。
- ・ネクタイ 濃紺に銀、金線のストライプあり。
※リボンかネクタイを選択できる。
- ・靴 下 黒または紺とする。
- ・希望者のみ購入
サマースカート 冬服と同柄夏生地
半袖ポロシャツ（夏服略装）
ベスト（セーター） Vネックで単色の黒または紺とし、ブレザーの袖口、裾からはみ出ないものとする。

2 着用について

(1) 式典や校外活動、その他、指示のある場合

① 冬 服

指定のブレザーとスラックスかスカート、ワイシャツまたはブラウス、ネクタイまたはリボンを着用すること。

スカートを着用する場合は、黒または紺の靴下を着用すること。

ベスト、セーターは規定のもので、着用については指示に従うこと。

② 夏 服

指定のスラックスかスカート、ワイシャツまたはブラウス、ネクタイまたはリボンを着用すること。

スカートを着用する場合は、黒または紺の靴下を着用すること。

ベストの着用については指示に従うこと。

(2) 普段の学校生活

① 冬 服

セーター、ベストの着用は自由とする。

ただし、着用する場合は規定のものとする。

② 夏 服

略式でよい。ベスト、ネクタイ、リボンの着用は自由とする。

指定のポロシャツを着用してもかまわない。

原付バイク・普通自動車に関する規定

1 運転免許取得について

<原付バイク（原動機付自転車）>

- (1) 二輪免許の取得は原付免許のみとし、自動二輪免許等の取得は認めない。
- (2) 原付免許の取得の際は「免許取得願」を提出し、許可を得、「免許取得許可証」を受け取ること。
但し、学校内規違反など、生徒指導上の問題のある生徒は審議対象とする。
- (3) 許可を得ないで免許を取得した場合は、指導対象とする。
- (4) 原付免許の取得を希望する生徒は、休業日を利用して取得すること。平常授業日の取得は禁止とする。
- (5) 免許取得後は速やかに「免許取得届」を学級担任に提出し、係より指導を受けること。
- (6) 運転免許を取得した者は、バイク実技講習会に必ず参加すること。

<普通自動車>

- (1) 運転免許取得の際は、「免許取得願」を提出し、許可を得ること。
（「免許取得許可証」を受け取ること。）
- (2) 許可なく受講・免許を取得した場合は、指導の対象とする。
- (3) 夏季休業日を利用して受講すること。休業日以降の受講・取得も認めるが、平常授業日の取得は禁止とする。

2 バイク通学許可基準

- (1) 次の条件を満たす者を許可する。
 - ア) 通学距離が7 km以上 15 km未満（実測距離）とする。
 - イ) 『1 運転免許取得について』に違反していない者。

- ウ)『3 運転の諸注意』を遵守できる者。
- (2) 保護者からの申し出があり、学級担任がやむを得ないと認めた者。
但し最終決定は、学校長とする。
- (3) 自宅から公共の交通機関までの一部通学も「バイク通学」となるので申請を行うこと。
- (4) 許可申請について
 - ア) バイク通学希望者は、「バイク通学許可願」を提出し、許可を得ること。
(バイク通学許可証を受け取ること。)
 - イ) 申請は4月～10月まで受け付ける。
 - ウ) 申請は1年次生後期から受け付ける。
 - エ) 許可するにあたり、学級担任、保護者立ち会いのもと、係から指導を受けること。
 - オ) 通学に使用するバイクは、学校のステッカーを貼ったものとする。
- (5) その他
 - ア) バイク実技講習会において著しく評価の低い者は、バイク通学許可を取り消すことがある。
 - イ) 交通違反、事故等を起こした場合、協議の上、バイク通学を一定期間禁止する場合もある。
 - ウ) 生徒指導上の問題を起こした者については、協議の上、バイク通学許可を取り消す場合もある。
 - エ) 交通内規違反をした者は、違反から1年間は、通学許可を申請できない。
 - オ) バイク通学の期間は4月～11月とする。
(降雪等があった場合は、直ちにバイク通学禁止とする。)
 - カ) バイクは指定された場所に正しく駐車すること。

3 運転の諸注意

- (1) 交通法規に則り、事故・違反の無いよう心がけること。
- (2) 『1 運転免許取得について』及び、学校の指導を遵守すること。
- (3) バイクに乗車する際は次の事を守ること。
 - ア) 安全を考慮した服装で運転すること。
 - イ) フルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること。
 - ウ) 2人乗車は禁止とする。
 - エ) バイクの貸借または売買は行わないこと。
 - オ) 事故や違反を起こした場合は、警察および学級担任に速やかに連絡をすること。
 - カ) 改造バイクの乗車は禁止する。
 - キ) 任意保険に、加入すること。
 - ク) 始業点検は必ず実施し、常に整備しておくこと。
- (4) 普通自動車について
 - 卒業まで運転を禁止する。
 - 卒業後、運転をする場合は、保護者の監督のもと安全運転に努めること。